

新監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和7年3月27日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩  
 同 伊 藤 秀 夫  
 同 飯 塚 孝 子  
 同 深 谷 成 信

監査結果等に基づく措置

令和6年度第2期定期監査及び行政監査結果報告（令和6年12月26日新監査公表第9号）分

監 査 の 結 果 等 (指摘・意見) 内容	措 置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
<p>《指摘事項》</p> <p>東区役所健康福祉課では、東区プラザフリースペースの運営について、業務委託により実施しているが、令和5年度の受託者を選定するにあたり、令和5年4月から12月末までの業務実績に対する評価が良好だった場合には、本市と受託者双方協議のうえ、次年度の業務委託契約を継続するものとし、最長で令和7年3月31日まで継続が可能とすることを仕様書に記載して公募型プロポーザルを実施していた。また、これにより選定された相手方と、令和5年度に22,661,100円で一者随意契約を締結した後、令和5年4月から12月末までの業務評価の結果が良好だったことを理由として、令和6年度も同じ相手方と前年度と同額で一者随意契約を締結していた。なお、この業務委託については、平成23年度の事業開始以降、3年ごとに公募型プロポーザルを実施し、2年目及び3年目は前年度の業務評価の結果が良好だったことを理由に一者随意契約を締結するという方法を繰り返し行っていた。</p> <p>地方公共団体が締結する契約は、地方自治法第234条の規定に基づき、一般競争入札によることが原則とされており、随意契約によることができるものは、政令で定める場合に該当するときに限ると規定されている。同課は、令和6年度契約を一者随意契約としたことについて、令和5年度の業務評価の結果が良好だったことを理由に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を該当法令としているが、1年目がどうであれ、2年目以降に同業務を履行可能な業者が現行受託者に限定される根拠とはなり得ず、また、同施行令第167条の2第1項のいずれの号も適用することができないことから、同課の判断は妥当なものとはいえない。</p> <p>契約課が発出している随意契約ガイドラインには、業務内容を熟知していることや当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しないよう明記されている。これは、一者随意契約には、運用次第では相手方の選定が恣意的に行われるだけでなく、相手方が固定化するなどの可能性があるためである。したがって、競争性のない一者随意契約によらざるを得ない場合に真に該当するか否か、慎重に検討しなければならない。この度、適切ではない理由により、安易に一者随意契約が当初から繰り返し行われていたことで、他者の参入の機会が失われた可能性が否定できない。今後、このような事態を生じさせないためにも、業務内容に合った適切な業者選定を行うとともに、契約事務の重要性に対する職員の意識の向上を図るよう強く求めるものである。</p> <p>【合规性】</p>	東区役所健康福祉課	<p>指摘事項についての応急的な対応として下記の2事項を実施。</p> <p>①契約関係法令を遵守し、業務内容に合った適切な業者選定を行う。</p> <p>②当課職員に対し、契約事務について関係法令を遵守するよう、指導するとともに、制度所管課が開催する研修会に参加することにより、契約事務の重要性に対する職員の意識の向上を図る。</p> <p>(令和7年4月1日)</p>	<p>再発防止措置として、これまでの処理方法や運用を安易に踏襲することなく、契約関係法令を遵守し、適切な契約事務の執行を行うよう点検機会を増やす。</p> <p>(令和7年4月1日)</p>
	【制度所管課】 財務部 契約課	<p>東区健康福祉課への聞き取りを行い、適正な一者随意契約の運用を徹底することを指導し、長期継続契約の活用について周知した。</p> <p>(令和6年12月8日)</p>	<p>プロポーザル方式により契約する際の一者随意契約の適正な運用について、令和7年2月18日掲示「一者随契審査委員会開催依頼文書」、令和7年2月28日掲示「随意契約ガイドライン」により周知した。</p> <p>(令和7年2月28日)</p>
<p>《指摘事項》</p> <p>東区役所保護課では、生活保護受給者で40歳以上65歳未満の要介護者に対する要介護認定調査の委託料について、令和5年4月から令和5年11月に業務の履行を確認したうちの10件、44,060円を令和6年5月にまとめて支払うという支払遅延が生じていた。</p> <p>これは、請求書が所在不明となっていたうえ、業者からの催促を受けたものがあつたにもかかわらず、組織内で情報が共有されないまま、支払事務を怠っていたことによるものであった。</p> <p>地方公共団体における支払遅延の防止については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律が準用されることから、同法第10条の規定に基づき、支払の時期を定めていない場合は、債権者から適法な支払請求を受けた日から15日以内に対価を支払わなければならないとされている。本件10件のうち9件については、請求書の提出から15日以内に支払われていたが、これは、令和5年度の支払状況を出納整理期間中に確認したところ、未払いとなっている事案が複数発覚したため、業者より請求書を取り寄せ、出納閉鎖日間近にまとめて支払事務を行ったものである。したがって、形式的には同法第10条違反がないとしても、提供を受けた業務の対価を適時に支払うべきだという同法の趣旨に鑑みれば、本件は実質的に支払遅延だったといわざるを得ない。</p> <p>同課では、要介護認定調査の進捗を管理する体制は整備されていたものの、支払状況までは管理されていなかった。その結果、組織として、長期にわたり支払が行われていなかったことに気付かず、業者からの信頼を損なう結果となった。</p> <p>適正な支払事務について、これまでも幾度となく制度所管課より注意喚起されてきた。しかし、業務の履行確認後、請求書の受理状況を確認せず、支払事務を行わなかったことや、業者から催促を受けたにもかかわらず、支払事務を怠ったことにより支払遅延を発生させたことは、法令等を遵守し職務を遂行しなければならないという基本的な職員倫理だけでなく、支払遅延は債権者へ重大な影響を及ぼすおそれがあるという認識が、同課には欠如していたといえよう。今後、二度とこのような事態を生じさせないためにも、同課は支払事務の重要性を組織全体としてあらためて認識すべきであり、定期的な支払状況の確認を確実に実施し、適正な支払事務を執行することにより、失った信頼を回復することを強く求めるものである。</p> <p>【合规性】</p>	東区役所保護課	<p>事業所から請求書を提出してもらい、支払処理を行った。</p> <p>(令和6年5月13日～令和6年5月24日)</p>	<p>・不備発生後、書類の管理について課員に改めて注意喚起した（5月16・17日課内研修）。</p> <p>・担当者に請求書を手渡しする運用を止め、すべての請求書を所定の棚に入れて管理するように改善した（5月24日）。</p> <p>・介護事務の進捗管理リストに請求書の收受日と支払日を追加し、支払事務の進捗管理を行うこととした（5月24日）。</p> <p>(令和6年5月16日～令和6年5月24日)</p>
	【制度所管課】 会計課	<p>・令和5年度分の執行状況を確認したところ未払いのものがあつたと報告を受け、他にも未払いがないか確認し出納閉鎖前に支払処理をするよう促した。</p> <p>・今回の問題に係る原因・問題点を東区保護課内で話し合い、事務処理方法の見直しを行う旨の報告を受けた。</p> <p>(～令和6年5月)</p>	<p>・会計事務に関する情報誌「会計通信」を発行し、会計事務について情報提供及び注意喚起等を行った。</p> <p>令和6年5月15日 出納整理期間と過年度支出について 令和7年3月3日 支払遅延および過年度支出の防止について</p> <p>・令和6年度分の支払漏れが生じないよう、出納整理期間内に職員ポータル掲示板において3回掲載し注意喚起を行う。</p> <p>(～令和7年5月31日)</p>

監査の結果等 (指摘・意見) 内容	措 置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
<p>《指摘事項》</p> <p>生活保護費返還金及び徴収金並びに生活保護扶助費返納金については、督促以外に年1回以上の納付指導や催告を行うなど、適時適切な債権管理を行ったにもかかわらず、納付に至らず、時効が完成して不納欠損処分となったものを、地方自治体からの請求により、国がその4分の3の額を負担金として交付することとしている。</p> <p>東区役所保護課では、令和5年度中に時効が完成する債権のうち9件、785,457円について、時効完成前に、当年度1回も催告を行わなかったため、国への請求要件を満たすことができず、国庫負担金の請求を行うことができなかった。</p> <p>これは、催告について、年に1回、催告書を一齐発送するという方法で行っていたが、上記9件については、催告書発送前に時効が完成したことによるものであった。</p> <p>同課は、各債権の時効完成日を把握していたことから、時効完成前に催告を行うことは可能であり、その場合には、国庫負担金の請求ができたものと考えられる。したがって、個々の時効を意識せずに、催告書を発送するという現行の方法は、債権管理上、十分とはいえない。</p> <p>さらに、過去に年1回以上の催告がなく、適時適切な債権管理が行われていないと判断された債権を含めると、令和5年度に国庫負担金が請求できなかった債権は、合計13件、3,075,383円であり、全額を本市が負担することとなった。</p> <p>十分とはいえない債権管理により、本市の財政に影響を与えたことに鑑みれば、同課には、国庫負担金を請求できなかった分について、市税という貴重な財源で負担することになるという認識が欠如していたといわざるを得ない。今後は、債権管理の重要性をあらためて認識し、時効を意識した催告を確実に行うなど、適時適切な債権管理に取り組むことを強く求めるものである。</p> <p>【有効性】</p>	<p>東区役所 保護課</p>	<p>個々の時効を考慮した時期に催告書を発送することで適切な債権管理を行う。</p> <p>令和6年度催告書発送 11月15日発送 32件 12月4日発送 927件</p> <p>(令和6年11月11日～令和6年12月4日)</p>	<p>・債権の時効完成日を意識し、早期の催告書発送や年1回の催告を確実に実施して、適時適切な債権管理を行う。</p> <p>・債権管理について課内研修を行う。担当ケースワーカーとも情報共有して、家庭訪問や電話などで納付指導を行い、それを記録するよう周知する。</p> <p>・催告書発送の進捗管理を行い、適切な債権管理に取り組む。</p> <p>(令和6年11月11日～令和7年2月14日)</p>
<p>《意見》</p> <p>今回、定期監査の対象となった東区役所保護課では、生活保護費返還金等について、適切に催告を行わなかったことにより、国庫負担金の請求ができなかった事案が検出された。</p> <p>生活保護費返還金等にかかる国庫負担金の請求事務については、福祉総務課が各区役所から提出された不納欠損調書を取りまとめ、国庫負担金の請求の適否を審査している。各区役所には、生活保護費返還金等の債権管理にかかるマニュアル等を作成し、適時適切な債権管理を行う責任があるものの、同課においても、債権管理体制の整備について各区役所に指導及び助言をする役割が求められている。</p> <p>国庫負担金の請求にあたり、督促以外に納付指導や催告が年1回以上必要となることについて、同課は各区役所へ周知しているものの、実際の催告時期等は各区役所に委ねている。また、国庫負担金の請求の適否を審査していたにもかかわらず、請求要件を満たさなかった債権について、催告回数不足や債務者の転居先が特定できなかったものなど、原因別の分析や、それに基づく各区役所への注意喚起等は行っていない。このような現状の取組では、適切に催告を行わないことによって本来交付を受けることができる国庫負担金が交付されず、本市の負担が増加することについて、各区役所への意識付けを行うことができない。</p> <p>制度所管課である同課は、各区役所が共通の認識を持って適時適切な債権管理に取り組めるよう、国庫負担金の請求要件を満たさない債権が生じた原因を分析して、その結果を生かした統一的な指針を示すべきである。今回の東区役所保護課の事案のような適切に催告を行わなかったものについては、催告時期に注意を払うよう促すことによって再発を防ぐことができるため、このような点にも留意したうえで、各区役所の適時適切な債権管理に向け、さらなる指導及び助言を行うことを強く求めるものである。</p> <p>【有効性】</p>	<p>福祉部 福祉総務課</p>	<p>・適切な債権管理について</p> <p>定期監査の内容について、令和6年12月24日の健康福祉・保護課長会議、令和7年1月31日の生活保護担当係長会議、令和7年2月26日の債権管理担当係長・担当者会議で共有し、改めて適切な債権管理を行うよう依頼した。</p> <p>・不納欠損調書について</p> <p>福祉総務課では、各区生活保護担当課に当年度の不納欠損調書（見込）の作成を依頼し提出を求め、不納欠損の決定内容の点検に併せ、国庫負担金の請求予定の有無も点検している。これまでも記載例を示していたが、国費請求が可能または可能性のある事例を具体的に示し、記載例を見直した。</p> <p>また、国費請求「無」の理由欄を新たに設定し、「催告不足」「居住地不明」「相続人未調査」など、福祉総務課または区役所において、原因を分析できるよう不納欠損調書の様式を見直した。</p> <p>・催告時期について</p> <p>令和7年2月26日に債権管理担当係長・担当者会議を開催し、区役所は年1回の催告時期を統一し、時効完成前の時期（年2回、9月・3月）に実施することとし、福祉総務課は催告時期の1か月前に周知することとした。</p> <p>・債権管理マニュアルの作成について</p> <p>福祉総務課が中心となり、区役所と協議し、全区で統一したマニュアルを作成する。</p> <p>(令和6年11月11日～令和7年2月26日)</p>	<p>・不納欠損調書について</p> <p>福祉総務課では、各区生活保護担当課に当年度の不納欠損調書（見込）の作成を依頼し提出を求め、不納欠損の決定内容の点検に併せ、国庫負担金の請求予定の有無も点検している。これまでも記載例を示していたが、国費請求が可能または可能性のある事例を具体的に示し、記載例を見直した。</p> <p>また、国費請求「無」の理由欄を新たに設定し、「催告不足」「居住地不明」「相続人未調査」など、福祉総務課または区役所において、原因を分析できるよう不納欠損調書の様式を見直した。</p> <p>・催告時期について</p> <p>令和7年2月26日に債権管理担当係長・担当者会議を開催し、区役所は年1回の催告時期を統一し、時効完成前の時期（年2回、9月・3月）に実施することとし、福祉総務課は催告時期の1か月前に周知することとした。</p> <p>・債権管理マニュアルの作成について</p> <p>福祉総務課が中心となり、区役所と協議し、全区で統一したマニュアルを作成する。</p> <p>(令和6年11月11日～令和7年2月26日)</p>